建築基準法に基づく許可の続きの流れ(第48条、第51条、市街地環境設計制度除く)

建築基準法、横浜市建築基準条例、宅地造成等規制法、都市計画法、その他関係法令 建築計画の検討 等を踏まえ、計画してください。 建築許認可事前相談票*を頭紙にして、以下の添付書類を添えて提出してください。 添付書類:都市計画図(i-マッピーでも可)、案内図、配置図、平面図、立面図、 事前相談書の提出 その他必要な図書等 許認可準備会議 許可基準や包括同意基準の適合状況や計画内容の確認をします。 <原則毎週水曜午後> 会議結果は担当者から連絡します。 許認可準備会議での指摘事項等を踏まえ、関係各課との協議も含めて計画内容の調整 各課等調整 をしてください。 (注) 第44条に基づく許可は、アーケード等連絡協議会での協議が必要です。 翌月の建築幹事会に付議できるかを判断します。 建築幹事会事前会議 事前に担当者と調整したうえで、建築幹事会用資料(「建築審査会・ (案件確定会議) 幹事会用資料の作成について」参照)、許可申請概要書※をデータ提 <原則毎月第4水曜> 出してください。 包括同意基準 に該当する 建築幹事会 場合は、省略 <原則月1回> 建築幹事会での指摘事項等に関して、関係各課との協議も含めて計 各課等調整 画内容の調整をしてください。 関係法令等の諸手続 許可申請までに関連法令等の諸手続きを済ませてください。 建築審査会開催の3週間前までに(包括同意基準案件については関係法令等の諸手続 きが終了後適宜)、以下の必要書類をA4判ファイルに綴じて3部(正・副・消防用) 許可申請書の提出 提出してください。申請時に建築基準法に基づく許認可の手数料が必要となります。

建築審査会

<原則月1回>

包括同意基準 に該当する 場合は、省略 (建築審査会に は事後報告)

必要書類:許可申請書^{**}、許可申請概要書^{**}、事前相談時と同様の図書、 関連法令等諸手続の写し、委任状、その他必要図書

許可通知	事務処理(決裁、消防同意等)の後、許可通知書を交付します。
↓	
建築確認申請	許可通知書副本を添付して確認申請窓口に提出してください。
	なお、図書に変更が生じた場合は、確認申請等の前に協議をお願いします。
\downarrow	
変更申請	変更(軽微と認められるものに限る)がある場合は、計画変更承認*手続が必要とな
	ります。
\downarrow	
工事完了	工事完了前に現地の確認をさせていただく場合があります。
	(検査済証は建築確認検査担当窓口で交付となります。)

※書式を「書式ダウンロード」の項目からダウンロードできます。